

平成20年7月2日

内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（国民生活）

町村信孝様
岸田文雄様

社団法人 北海道消費者協会
会長 橋本智子

地域消費者行政強化に係わる要請

平素から当協会の活動に対しまして、特段のご支援ご指導を賜り心より厚くお礼申し上げます。

この度、「消費者庁」の創設と、地域消費生活センターの体制強化など、地域消費者行政の強化に係わる「消費者行政推進基本計画」が閣議決定されたことに対しまして、心より感謝申し上げますとともに、秋の法制化を心待ちにしております。

新組織の実現に向け、今後一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、地域の状況等に十分なご配慮をいただきたく、次の事項について強く要望いたします。

記

- 一、消費者行政一元化に係わる国の地域消費者行政への財政支援は、その支援目的を明確にし、確実に地域消費者行政へ届く支援体制とすること
- 一、中核となる都道府県等の消費生活センターにおける商品テスト機器及び啓発機材の整備と人材確保・育成のための財政支援
- 一、公設民営（指定管理）の消費生活センター職員並びに消費生活専門相談員の処遇改善に係わる財政支援